**漏水修繕業務委託仕様書**

第１　一般事項

１．この仕様書は、下野市水道事業（以下、「発注者」とする）の発注する漏水修繕業務等の施工に適用するものとする。

２．発注者より漏水修繕業務等の発注を受けた水道工事事業者（以下、「受注者」とする）は、この仕様書に定める仕様に従い業務を施工しなければならない。

第２　共通事項

１．１日の単位は午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

1. 業務区域は、発注者の給水区域内で県道下野壬生線及び市道２－９号線を境に南北に分割し、南地区と北地区とする。
2. 業務報告書及び請求書は月単位で作成し、当番月の翌月７日までに発注者に提出する。

第３　漏水修繕工事に関する事項

1. 漏水修繕工事
2. 契約の形態　修繕工事として漏水箇所ごとに1件とする。
3. 工事金額　　修繕工事１件ごとに協議する。
4. 工事の請求及び支払　修繕工事１件ごとに、工事完了後行う。
5. 漏水修繕工事に関する事項
   1. 受注者は、次に掲げる工事を行うものとする。
      1. 給水・配水管の漏水修繕工事
      2. 道路改良工事等に伴う弁筐類の調整工事
      3. 維持管理に必要な工事
      4. その他の工事
   2. バルブの開閉が伴う場合は発注者が立会をする。
   3. 工事中は工事看板等を明確に表示し、交通上支障のないように施工する。
   4. 工事完了後、発注者へ関係書類を提出し検査を受ける。
6. 漏水修繕待機業務
7. 契約の形態　業務委託とし、１日単位とする。
8. 委託金額　１日あたり　土曜日、日曜日、祝日　 １０，０００円

お盆（8/13～8/17）、年末年始（12/27～1/4）　　１５，０００円

1. 出動費用※　１回あたり　　　　　　　　　　　　　　　　　１，０００円

※漏水修繕待機中に発注者からの連絡により受注者が出動し、修繕を行わなかったが、漏水確認、発注者への説明、メーターバルブの閉栓等の対応をした場合は、発注者は受注者に対し委託金額とは別に出動１回につき１，０００円を支払う。

（４）委託金額および出動費用の請求及び支払

①月単位で請求する。

②請求のあった日から３０日以内とする。

（５）漏水修繕待機業務に関する事項

　　①受注者は発注者より漏水の連絡を受けたら１時間以内に現場に行き、現場の状況を発注者に報告するものとする。

　　②受注者は安全管理のため次の応急処置を行うものとする。

* + 1. バリケード、標識等を設置し、交通上支障のないようにする。
    2. 路上で漏水量が多い場合は、土のう等を設置し排水を優先する。
    3. 現場状況を写真で管理する。
  1. 漏水箇所が路上の場合は、関係各署、関係機関に連絡する。
  2. 受注者は、発注者に報告後、速やかに工事に着手する。
  3. 受注者は、当日漏水箇所が複数になった場合は発注者と協議すること。
  4. 修繕箇所については、安全を確保し、夜間は交通開放する。
  5. 現場確認において、自社での漏水修繕が不可能と判断した場合は、速やかに他の者に依頼する。